第五条第二項に次の一号を加える。

三　当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

第五条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第六項」を「第七項」に改め、「方法により」の下に「送信させ、又は提出」を、「）」を「）」の下に「送信」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の書面等に記載すべきこととされている事項又は添付書面等記載事項を前二項に規定する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

第六条中「第四条第二項」を「第四条」に改め、「行うこと」の下に「若しくは電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うこと」を加える。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

第八条第一項中「第五条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証明書の交付」を「別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるもの」に改め、同条第二項中「証明書の交付を行うときは、国税通則法第百二十三条第一項又は租税特別措置法第九十七条に規定する証明書」を「処分通知等（以下この項及び次条において「処分通知等」という。）を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等」に、「これらを国税庁」を「これらを処分通知等を受ける者」に、「当該証明書の交付」を「当該処分通知等」に改める。

第九条中「国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法第九十七条の規定に基づく」を削り、「国税庁」を「当該処分通知等を受ける者」に改める。

別表中「第三条」の下に「、第八条」を加え、同表第三十六号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第一項の改正規定、第五条第一項の改正規定、第六条の改正規定及び第七条第一項の改正規定並びに次項及び附則第六項の規定　平成三十一年一月四日

二　第五条第二項の改正規定（「この項」の下に「及び次項」を加える部分に限る。）、同条第七項を同条第八項とする改正規定、同条第六項の改正規定（「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定及び同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五項の規定　平成三十一年四月一日

三　第八条の改正規定、第九条の改正規定及び別表の改正規定並びに附則第七項の規定　平成三十二年一月一日

四　第五条第二項の改正規定（「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」に改める部分に限る。）、同項に一号を加える改正規定及び同条第六項の改正規定（「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。）並びに附則第四項の規定　平成三十二年四月一日

（経過措置）

2　改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「新令」という。）第五条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「旧令」という。）第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

3　新令第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた旧令第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

4　新令第五条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年四月一日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

5　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における新令第五条第三項の規定の適用については、同項中「送信し、又は提出」とあり、及び「送信又は提出」とあるのは、「送信」とする。

6　新令第七条第一項ただし書の規定は、平成三十一年一月四日以後に納付する国税について適用する。

7　新令第八条及び第九条の規定は、平成三十二年一月一日以後に行う新令第八条第一項に規定する処分通知等について適用し、同日前に行われた旧令第八条第一項に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

○財務省令第三十三号

たばこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）第二条及び第四条第七項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三十号の（備考）1中「紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、かみたばこ又はかぎたばこ」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこ」に改め、同号の（備考）2中「5㎜刻みの」を削り、「本数（紙巻たばこ、葉巻たばこ以外の場合にあってはその重量（単位はgとする。））」を「本数及び課税標準に換算する重量（葉巻たばこを除く。）（g単位の数字）」に改め、同号の（備考）4中「（昭和59年法律第72号）」を削り、同号の（備考）14中「日本工業規格Ａ4」を「日本工業規格Ｂ4」に改める。

別紙様式第三十一号の（備考）1中「紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、かみたばこ又はかぎたばこ」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこ」に改め、同号の（備考）2中「5㎜刻みの」を削り、「本数（紙巻たばこ、葉巻たばこ以外の場合にあってはその重量（単位はgとする。））」を「本数及び課税標準に換算する重量（葉巻たばこを除く。）（g単位の数字）」に改め、同号の（備考）4中「（昭和59年法律第72号）」を削り、同号の（備考）13中「日本工業規格Ｂ4」を「日本工業規格Ａ4」に改める。

別紙様式第三十二号の（備考）1中「紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、かみたばこ又はかぎたばこ」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこ」に改め、同号の（備考）2中「5㎜刻みの」を削り、「本数（紙巻たばこ、葉巻たばこ以外の場合にあってはその重量（単位はgとする。））」を「本数及び課税標準に換算する重量（葉巻たばこを除く。）（g単位の数字）」に改め、同号の（備考）4中「（昭和59年法律第72号）」を削り、同号の（備考）13中「日本工業規格Ｂ4」を「日本工業規格Ａ4」に改める。

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。